

2025年2月14日

各位

旭化成株式会社

当社陸上部の池田向希選手に対する Disciplinary Tribunal の裁定について

旭化成株式会社（以下「当社」）陸上部所属の池田向希選手は、昨年11月1日にワールドアスレティクスが設置する Athletics Integrity Unit（以下「AIU」）からアンチ・ドーピング規則に基づく立件および暫定的資格停止処分を受けておりましたが、今般ワールドアスレティクスの Disciplinary Tribunal の審問の結果、池田選手のアンチ・ドーピング規則違反を認定する旨の裁定が下されました。

## 1. 経緯

## ① 2024年6月28日

AIUより、AIUが実施した2023年6月から8月にかけての血液検査値から血液ドーピング※の疑いがあること、弁明がある場合には所定の期日までに提出すべきこと等の通知を受けました。

※血液ドーピング：血液（自己輸血）ドーピングとは、自身の血液をあらかじめ採血して保存しておき、大会前にその血液を自己の体内に戻すことで赤血球量を増やし、パフォーマンスを向上させようする方法のことをいいます。

## ② 同年7月24日

池田選手はAIUに対して弁明書を提出いたしました。

## ③ 同年11月1日

AIUより、正式にアンチ・ドーピング規則違反として立件する旨、および本件が最終的に解決されるまでの間の暫定的資格停止処分を下す通知を受けました。

## ④ 同年11月15日

池田選手は、AIUに対して暫定的資格停止処分の取り消しを求める申立て、および、アンチ・ドーピング規則違反を否認し、Disciplinary Tribunalの審問を求める書面を提出しました。

## ⑤ 同年11月30日

池田選手は、AIUに対して、アンチ・ドーピング規則違反立件に対する不服申立てを提出しました。

## ⑥ 2025年2月6-8日

Disciplinary Tribunalによる審問が開催されました。

## ⑦ 同年2月14日

審問の結果、Disciplinary Tribunalが池田選手のアンチ・ドーピング規則違反を認定し、2023年6月20日以降の記録を取消し、メダルをなく奪する旨、及び本日から4年間（原則として2024年11月1日から本日までの日数を減算）の資格停止処分を

科す旨の裁定\*を下しました。

\*本日送達があった Disciplinary Tribunal の裁定は、当事者の合意により結論のみを記したものとなっており、今後認定の理由を含めた正式な裁定が送付される予定です。

## 2. 本件に対する当社の姿勢

当社は、スポーツ界におけるドーピングには強く反対し、これを撲滅するための AIU をはじめとする各種国際・国内機関の理念と活動を全面的に支持する姿勢に、変わりはありません。

一方で当社は、池田選手本人からのヒアリングのみならず、医学的見地からも多くの専門家の方々の意見書を頂戴し、池田選手のアンチ・ドーピング規則違反はないものと認識しており、今回の裁定については極めて遺憾です。

Disciplinary Tribunal からの正式な裁定書面の内容を含め、必要な情報を収集の上、今後の対応について池田選手および関係者の皆様と協議・検討してまいります。

## 3. 池田選手のコメント

私は絶対にドーピングをしていませんので、今回の裁定は全く納得がいきません。あらぬ疑いをかけられ、全くもって理解し難い状況です。裁定が出た本日まで、今後の大会の出場を諦めずに練習に取り組んでいました。このまま身に覚えのないことで処分を課されるのは、極めて不条理と思わずにられません。裁定の詳細が入り次第、適切な対応を検討いたしますので、今後ともご理解とご支援をいただければ幸いです。

<参考>2024年11月2日 プレスリリース

[当社陸上部の池田向希選手に課せられた暫定的資格停止処分について](#)

以上